

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和5年1月5日（木）午前10時00分～午前11時05分																
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール																
③	出	席	委	員															
1	池	田	幸	二	2		3	長	岡	誠	一	4	藤	田	秀	美			
5	西	岡	輝	治	6	台	越	正	洋	7	菊	池	啓	二	8	森	岡	芳	文
9	菊	地	正	夫	10	幸	野	登	吉	11	上	田	健	二	12				
13	矢	野	正	祥	14	山	首	憲	市	15	大	野	定	徳	16	形	山	康	浩
17	高	岡	利	典	18	山	中	千	鶴	19	池	田	雄	一	20	森	永	茂	史
21	橋	本	英	司	22	都	築	孝	壽	23					24	池	浦	萬	里子
25	津	田		勇	26	田	中	賢	寿	27					28				
29	大	本	昭	裕	30	武	知	由	美子	31	上	満	啓	司	32	中	本	祐	市
33	坂		幹	幸	34	久	保	壽	男	35	堀	内	保	宏	36	往	見	康	範
37	菊	地	久	美子	38					39	請	田	竹	男					
④	欠	席	委	員	2	吉	岡	き	み子	12	川	本	由	紀美	23	武	内		誠
					27	永	沼		寛	28	日	野	修	次	38	有	友	章	治
⑤	遅	刻	委	員															
⑥	事	務	局	久保事務局長	富永次長			松田係長（農政）											
				菊地主査（農地）															
⑦	農	林	水	産	課	菊池課長	竹田課長補佐			大田主事									
⑧	会	議	の	内	容	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について												
						議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について												
						議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について												
						議案第4号	農地転用事業計画変更申請について												
						議案第5号	非農地証明について												
						議案第6号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について												
						議案第7号	農用地利用集積計画の決定について												

事務局（局長）	只今から、令和5年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中15名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、2番 吉岡きみ子委員、12番 川本由紀美委員、23番 武内誠委員、27番 永沼寛委員、28番 日野修次委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、3番 長岡誠一委員と4番 藤田秀美委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。 議案書1ページをご覧ください。 1番、東大洲の土地、畑2筆308㎡、売買による所有権の移転です。 所有権移転後は、野菜を栽培します。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 2番、柴の土地、樹園地1筆1,044㎡は、同じく売買による所有権移転です。 所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。 以上、2件です。ご審議をよろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
3番	1番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料2ページをご覧ください。 1番案件は、売買による所有権移転となります。 申請地は、大洲市肱北公民館田口分館の北東約350mのところにある農地で、農業は譲受人家族で水稻や野菜等を栽培するなど年間を通じて従事されており、特に問題はないと思われます。 調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあ

	りません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
3 1 番	2 番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は3 ページを参考にしてください。 2 番案件は、売買による所有権移転で、申請地は、名の城集会所から南西に約7 5 0 mのところにある樹園地1 筆です。 申請人である譲受人は、隣接する所有農地と一体的な利用をする意向であり、所有権移転後の管理には問題ないものと考えます。 申請書類の内容、その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3 条第2 項の第1 号関係から第7 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第2 号『農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	失礼いたします。議案第2 号「農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書2 ページ並びに別紙「議案説明資料」の4 ページから9 ページを併せてご覧ください。 1 番、恋木の土地1 筆です。 申請人は、申請地にクヌギを植林し、椎茸作りをしたいとの申請であります。 申請地は、別紙「議案説明資料」5 ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北東に約7. 4 kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2 種農地と判断いたしました。 一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」4 ページをご確認ください。 2 番、肱川町名荷谷の土地1 筆です。 申請地は、周囲を山林で囲まれており、申請人は高齢で農作業が困難になり、後継者も市外に住んでおり農業に従事出来ないため、杉を植林して、今後は山林として管理をするものであります。 申請地は、別紙「議案説明資料」8 ページの位置見取図において赤色

の箇所となっており、大洲市内中心部から東南東に約13.1kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」7ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

20番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の4ページから6ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は山林に囲まれた農地で、シイタケ栽培を目的として、クヌギを植林して管理することから、問題ないと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は山林に囲まれており、周辺所有者に同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

33番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、山林に囲まれた農地で、申請人は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は、周囲を山林で囲まれており、周辺所有者の同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、並びに別紙「議案説明資料」10ページから23ページまでを、併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地178㎡の案件は、現在申請地を農業用倉庫として利用しているが、譲受人が車庫として利用するため取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約1.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本申請地の農業用倉庫につきましては、農業用施設建設届出がされておりました。これについて、譲渡人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。

2番、若宮の土地105㎡の案件は、譲受人世帯は親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.0kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、北只の土地、2筆合計68㎡の案件は、借受人宅の来客者用駐車場とするため、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約2.1kmのところに位置し、300m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、菅田町菅田の土地、2筆合計790㎡の案件は、露天駐車場とするため申請地を取得し、併せて、隣接地の太陽光発電施設を、申請地と隣接地に再配置しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約3.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを参考にしてください。

申請地は、11ページの位置図のとおり、大洲市立久米小学校から南へ約500mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地隣接の市道を挟んで農地がありますが、この農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、譲渡人が農業用施設建設届を出していない事につきましては、譲渡人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

事務局（次長）

吉岡代理より調査報告書を預かっておりますので、代読します。

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから16ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、大洲市喜多小学校から東へ約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

9番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、大洲市南久米公民館から南西へ約700mに位置する農地になります。

まず、立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

11番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから23ページを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、大洲市菅田公民館から西へ約500mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第4号『農地転用事業計画変更申請について』を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、並びに別紙「議案説明資料」24ページから27ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地の案件は、昭和50年6月20日付けで転用許可となっている案件です。

転用許可を受けた後、自己住宅建築のため宅地造成を終えたところで、当初計画者が死亡し、資金難になり申請地をそのままにしていたが、貸露天駐車場とするため、事業目的を変更しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.3kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

3 番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから27ページを参考にしてください。

申請地は、25ページの位置図のとおり、大洲市北中学校から北へ約50mに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、昭和50年6月に転用許可されている案件です。

変更内容は、転用許可後、自己住宅建築のため宅地造成を終えたところで、当初計画者が死亡し、資金難になり申請地をそのままにしていたが、貸露天駐車場とするため、事業目的の変更が必要となったとのことです。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、現在の土地の状態で貸露天駐車場とするため、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更承認相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第5号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第5号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書 5 ページ、並びに別紙「議案説明資料」 28 ページから 33 ページまでを、併せてご覧ください。

1 番、北只の土地 735 m² の案件は、転用（植林に限る：20 年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に 20 年以上前に桧を植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

なお、この案件について議案書の訂正がございます。農地区分は「第 2 種農地」ではなく「第 3 種農地」ですので、農地区分の「2」を「3」に訂正していただきますようお願いいたします。

2 番、森山の土地 1, 672 m² の案件は、転用（植林に限る：20 年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に昭和 44 年頃に植林し、現在に至るまで一度も農地として使用しなかったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、2 件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。

9 番

失礼いたします。それでは 1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 28 ページから 30 ページを参考にしてください。

申請地は、29 ページの位置図のとおり、大洲市南久米連絡所から西南西へ約 800 m に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に 20 年以上前に植林し、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後 20 年以上経過しているものと推測されます。

農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要と考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長）

2 番。

15 番

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 31 ページから 33 ページを参考にしてください。

申請地は、32 ページの位置見取図のとおり、大洲市大川連絡所から南東へ約 1.7 km に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に昭和 44 年頃に植林し、現在に至るまで一度も農地として使用されたことがなく、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後 20 年以上経過しているものと推測することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要と考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第6号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	議案第6号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご説明します。 租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。 この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。 1番は、市木の申請人です。 申請農地は、市木及び東大洲にあります12筆で合計7,808㎡になります。 納税猶予の種類は相続税となっており、相続開始は平成19年3月20日からで今回5回目の継続届出となります。 対象の農地につきましては、全ての農地で耕作されておりました。 以上、1件です。ご審議よろしくお願いします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。
5 番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の34ページを、参考にしてください。 申請地は、34ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準とし、約400mから1.3km以内に点在する農地12筆になります。 申請人は、水稻を主体とした農業をしております。 12月21日に事務局担当者と現地確認を行い、12筆の内、5筆で水稻を、7筆で露地野菜などを栽培されていることを確認しております。 このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』を議題いたします。

この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

2番は、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

8ページをお願いします。7番と8番、及び9ページの9番は、中間管理事業を使った貸借で2名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市外の方へ貸し付けるものです。

内容は野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定するものです。

次に、10番は、野菜を栽培するため、使用賃借権を10年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

10ページになります。

以上、利用権設定・件筆数、11件・23筆、利用権設定総面積20,564㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書11ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

・菅田町菅田の土地、田1筆・1,004㎡、利用目的は「水稻」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・1筆、所有権移転総面積1,004㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定すること

に、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。